

## ○山形県司法書士会公益活動に関する細則

### (目的)

**第1条** この細則は山形県司法書士会公益活動に関する規則（以下「規則」という）に基づき、その実施に関して必要な事項を定める。

### (活動時間の認定)

**第2条** 規則第3条第1項に掲げる活動のうち次の号については、8時間公益活動を行ったものとみなす。

- ① 司法委員、民事調停委員、家事調停委員、人権擁護委員、民生委員、児童委員としての活動
- 2 規則第3条に掲げる活動のうち次の各号については、一事件毎に4時間公益活動を行ったものとみなす。
  - ① 法律扶助事件の受任
  - ② 法定後見人、保佐人、補助人、監督人としての活動

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この規則は、山形県司法書士会公益活動に関する規則が制定されることを条件に施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この規則の改正は、平成29年3月18日（理事会承認の日）より効力を生ずる。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この細則の改正は、令和元年8月7日（理事会承認の日）より効力を生ずる。